



3

技術・ものづくり基盤

お客さまや社会が求める価値を商品・サービスに反映するための技術・ものづくりの基盤

【方針】取引先と共に、現場の安全と品質を前提とした生産性を高め、責任ある調達を推進

方針・考え方

基盤に影響するメガトレンド

- ・国内の人口減少、少子高齢化、労働者の減少
- ・AI(人工知能)・自動化の進展
- ・自然災害の増加・酷暑の常態化
- ・エシカル(倫理的)消費の増加
- ・移民社会の本格化

社会的課題

労働力人口の減少は、人財不足をもたらすうえに、ものづくりにおける技術の伝承においても問題です。特に建設の現場では、熟練技能者や現場監督が重要な役割を果たすものの、こうした人財を継続して育成することが難しくなっていくかもしれません。

労働力人口が減少する一方、移民社会の進展によって外国人労働者の数が増えつつあります。言葉の壁や価値観の相違から、従来型のものづくりが困難になっていくおそれがあります。加えて、地球温暖化による自然災害の増加、酷暑の常態化もまた建築の現場における業務を難しいものとしています。

こうした要因が重なることで、懸念されるのは施工現場での安全の確保です。熟練技能者や現場監督が不足し、意思疎通が不十分な外国人労働者が増え、酷暑での労働が常態化することで、労働災害が増加しかねません。

これに対して、生産技術の向上、IoT(モノのインターネット)の進歩を背景に、建築に必要な部材の生産の自動化、施工の自動化といった動きが加速していくことから、新技術による安全管理・生産性向上が進んでいくものと考えられます。また、SDGsの普及にともない、地球環境や人、地域社会に配慮したエシカル(倫理的)消費が増加し、企業のCSR調達への関心が高まることが予想されます。

リスク・機会とその対応

住宅およびゼネコン、不動産関連などの事業を多角的に展開する当社グループでは、工場において建築部材などの生産を行うとともに、建設現場において施工も担うというハイブリッドな業態が技術・ものづくり基盤における特徴となっています。また、当社グループは施工現場の数が日本国内においてトップクラスの企業であります。

こうした特徴は、当社グループにおける事業の強みである反面、現場数の多さは監督者が不足することで施工管理が十分に機能しなくなるリスクをもたらしています。そこで、施工業務を担う協力会社との連携をさらに強化するとともに、IoTを活用することによる生産性の向上を進めることで、リスクの低減を図っています。

また、施工の安全管理に加えて、社会的責任の観点から基準を設けて資材を調達するCSR調達に対する社会的なニーズが高まっています。建設業界のリーディングカンパニーである当社グループは、早くからこうした取り組みを進めていることから、今後、事業機会を増やすことになると考えます。

エンドレス ソーシャル プログラム 2021 達成のロードマップ

重要課題

2020年度実績

2021年度目標

課題6: 施工現場の安全・安心の徹底

施工現場労働災害の度数率

国内の少子高齢化による取引先の熟練技能者の減少、外国人労働者の増加などによる、施工現場での安全管理能力の低下に対応する。また、酷暑化や自然災害の増加など、長期的に施工現場で増加する傾向のある労働災害リスクについて対応する。

0.16

0.21

※100万延実労働時間あたりの労働災害による死傷者数(休業4日以上)

3 技術・ものづくり基盤

重要課題

課題7:取引先企業との連携によるものづくりの生産性向上

IoTの活用による技能伝承や生産性向上による省人化、長時間労働の是正を進める。離職のない職場環境の整備を進めるとともに、建設技能者の定着を進める。

2020年度実績

2021年度目標

施工現場の年間休日

100日※
(4週7休)

112日
(4週8休)

※顔認証入退場現場の集計。指定休工実施を平均約80%の現場で達成

工場の年間休日

114日

117日

※毎年3日ずつ、休日を増加

課題8:グループCSR調達の促進と効率化

グループ会社の取引先(川上・川下含む)に対するCSR調達の推進について、ICT(情報通信技術)など新しい技術を活用しながらPDCAを回すマネジメント体制を構築する。

不買運動などの評判リスクにつながる社会への悪影響を排除するとともに、国内外のガイドラインに則った情報開示の実現と機関投資家からの評価を獲得する。

主要取引先におけるCSR調達ガイドライン適合比率

44.2%

70% (80点以上を
適合と判定)

全取引先へのCSR調達ガイドラインにともなう
セルフチェックの回答率

43.5%

70%

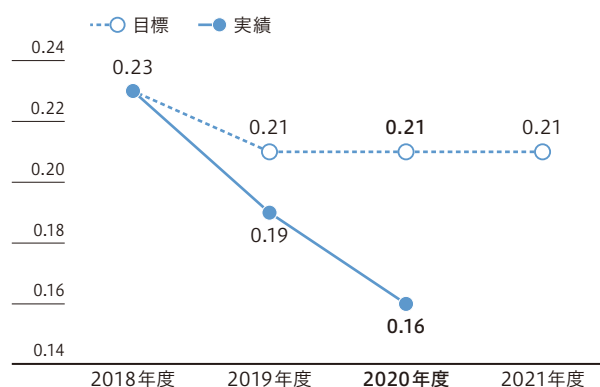
「エンドレス ソーシャル プログラム 2021」2020年度総括

課題6:施工現場の安全・安心の徹底

2020年度は、現場の建設技能者(取引先従業員)の安全・衛生の向上のため、教育方法の見直しや、マネジメント体制強化のための取り組みを進めました。安全教育においては、体感型VR教材の導入や外国人労働者に向けた非言語ビデオ教材、外国語標識の作成、墜落制止用器具(フルハーネス型)の特別教育を推進しています。また安全管理体制については、ICT活用による業務効率化および新型コロナウイルス感染予防のため、リモートによる打ち合わせ、各種協議会や教育の実施、ITV(工業用テレビ)による施工現場の遠隔監視を定着させました。こうした取り組みから、KGIである度数率の2020年度結果は0.16となり、目標を達成しました。

2021年度も、現場の安全・衛生に関する状況は変化していくものと考えており、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応や、新たな安全に関する教材の開発を進めていきます。前述の取り組みのさらなる定着のほか、過去より継続してきた「安全管理だよりの定期発行」、「重篤災害事例掲示パネルの活用推進」、酷暑などへの対応となる「環境センサーの実装」など、安全の基礎となる取り組みについても、推進を行っていきます。

■ 施工現場における労働災害の度数率



※100万延実労働時間あたりの労働災害による死傷者数(休業4日以上)

3 技術・ものづくり基盤

課題7:取引先企業との連携によるものづくりの生産性向上

2020年度は、施工現場における生産性向上に向けて、協力会連合会(施工協力会社)と施工情報に関する遠隔サポートの取り組みについて3カ所の事業所で試行しました。また、デジタルコンストラクションのプロジェクトを発足させています。工場では、自動化に関するプロジェクトを2021年度までに全11件実施することを予定していますが、うち5件(柱の集中溶接ライン、面材加工など)のプロジェクトが完了しました。また品質保証の側面では、画像と音声対話機能を有した検査機器による遠隔検査に着手しています。人材育成の側面では、優秀技能者認定制度を通じて施工協力会社従業員に対して、施工現場では1,604名、工場では145名を最優秀・優秀・上級の優秀技能者として認定し、賃金の補助を行っています。なお、工場では従来の取引先アンケート調査や取引先からの通報制度に加え、直接従業員が労働環境への提案ができる仕組みを構築しました。

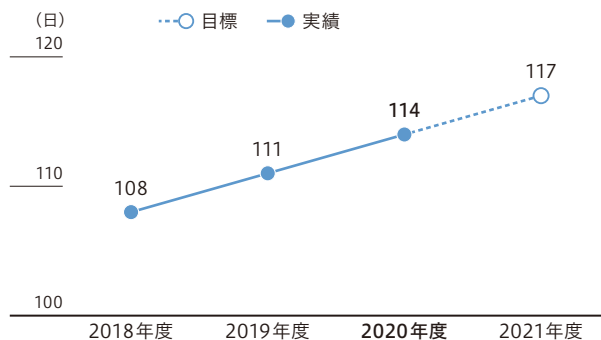
こうした取り組みのもと、休工予定日を各施工現場・工場へ周知し、2020年度はKGIである施工現場、工場の年間休日について概ね予定通り確保することができました。2021年度についても、ICT、IoTなどの技術的検証・導入を行うとともに、取引先従業員の能力とモチベーションの向上を図ることを通じて、品質の確保と労働時間の削減を両立する生産性の向上を図っていきます。

■施工現場の年間休日

2020年度 実績	2020年度 目標	2021年度 目標
100日* (4週7休)	100日 (4週7休)	112日 (4週8休)

※顔認証入退場現場の集計。指定休工実施を平均約80%の現場で達成

■工場の年間休日

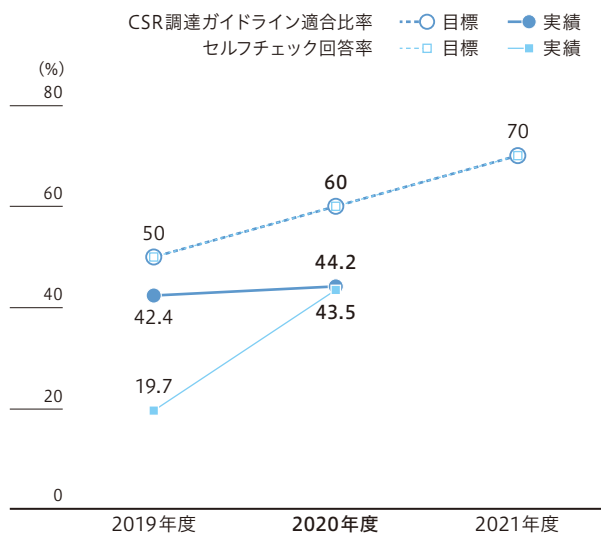


課題8:グループCSR調達の促進と効率化

2020年度は、CSR調達ガイドライン同意書の再取得を継続して実施し、93.4%(5,074社/5,432社)まで取得を行いました。また、取引先がどの程度CSR調達に向けた体制構築や取り組みができていないか確認するため、Webサイトを通じたセルフチェックを実施するほか、引き続き取引先従業員向けエシックスカードの配付も行っています。

KGIである「CSR調達ガイドライン適合比率」と「セルフチェック回答率」の2020年度結果は、それぞれ44.2%、43.5%と、前年度比+1.8ポイント、+23.8ポイントと改善したものの、目標を下回りました。原因として、セルフチェックの定着度と認知度が低いことが考えられます。また、サプライチェーンの「川上」であるサプライヤー企業と比較し「川下」にあたる施工協力会社は小規模事業者が多いため、当社が求める「あるべき姿」の基準に対応しきれていないことが挙げられます。今後も取引先との対話を継続しCSR調達の促進を行っていきます。

■グループCSR調達



課題6 | 施工現場の安全・安心の徹底

基本方針・考え方

当社グループでは、サプライチェーン全体にわたって多くの取引先の協力のもと事業を行っており、社員憲章において「取引先と共に成長・発展を図る」方針を掲げるなど、取引先との共創共生を重視してきました。当社グループの取引先およびその従業員の大半は、工場・工事現場での施工会社で占められており、人権の尊重を前提に、安全衛生や労働条件の改善は普遍的なテーマとなっています。そして、当社グループは、多様な人財が安心して業務に取り組める労働環境を整えることが、取引先の人財の確保および定着率の向上において重要であり、「技術・ものづくり基盤」の維持・強化につながると考えています。

国内での少子高齢化による労働人口の減少にともない、建設現場における熟練技能者の高齢化や外国人労働者の増加に対応した安全管理体制の構築は、ますます重要度を増しています。作業の省力化・快適化や危険作業のロボット化など、施工現場の安全・安心の確保に寄与する技術が発展する一方、建設業界では、施工現場を中心に多くの工程を人手に頼っている現状があります。今後の施工現場の担い手となる、女性や高齢者、外国人労働者にとっても働きやすい環境づくりに取り組むことが課題となっています。

当社はこうした状況をふまえ、社会性中期計画(ESP2021)の重要課題で掲げる「施工現場の安全・安心の徹底」を実現するため、ICTの導入・開発と、現場で働く人々の心に響く安全衛生の体制強化に、取引先と共に取り組んでいきます。

 P091 従業員の働き方改革

マネジメント

取締役会による安全衛生の監督体制

当社は、安全衛生のマネジメントの中心となる「中央安全衛生管理委員会」の委員長に代表取締役副社長を任命しており、CEOを含めた取締役会による安全についての監督体制を設けています。

また、技術部門および生産部門、管理部門の役員や部門長を構成委員とした「中央安全衛生管理委員会」を定期的に開催し、安全衛生に関する現状を把握するとともに、課題について協議しています。委員会の内容については、取締役・執行役員が参加する合同役員会で発表し、「安全衛生推進基本方針」に盛り込んでいます。

安全管理の組織体制としては、「総括安全担当」に常務執行役員・上席執行役員の2名を、建物の施工を推進する「施工推進部安全担当」に戸建住宅・集合住宅・建築系施工の計5名の執行役員を任命しています。各事業所の安全に関する重要事項については、「施工推進部安全担当」と安全管理部から、「総括安全担当」へ適宜報告を行い、さらに「総括安全担当」からは、取締役および監査役へ適宜報告を行っています。安全衛生に関する取り組みについては統括的な管理をすることで、各事業所への指揮命令のラインを明確にしています。

従業員への安全衛生についての周知徹底

当社では「安全衛生管理規程」を定めており、労働災害・第三者災害を未然に防止するとともに、従業員・取引先の安全と健康を確保し快適な作業環境の確立に努めています。また従業員が行うべき安全衛生に関する「目標」を周知するため、毎年度「安全衛生推進基本方針書」を発行しています。併せて、目標を達成するために、各事業所の所長と従業員は「安全衛生推進基本方針書」の内容を把握するとともに、両者が協議のうえ「安全衛生管理計画書」を作成しています。また、半数以上が一般職で構成される安全衛生委員会や安全衛生協議会を通じて、計画書の内容を従業員や協力会社に周知し、安全衛生管理体制の強化を図っています。こうした取り組みを通じて、「災害ゼロ」で作業効率の高い職場環境の充実を目指しています。

施工現場における安全についての指導

当社では、安全衛生管理規程の運用を基本に、度数率など管理指標をモニタリングしながら、安全管理部や技術部、設計施工推進部、生産部などの各部門が連携し、施工現場における労働条件の改善を継続して進めています。また、施工現場の定期・特別パトロール、安全衛生協議会を通じて、当社および施工会社従業員に対する指導・教育を行っています。

なお、新規の施工協力会社との契約を行う際には、施工や安全管理の能力を事前に評価するとともに、契約書にも安全の遵守についての条項を設けています。

■安全衛生教育(単体)

石綿関連eラーニング	4講座 1,052名
安全管理eラーニング	11講座 6,890名

※グループ主要13社での安全衛生講習や機材実習など健康・安全基準に関する研修:
12,911名受講、総研修費用 1,186,500円

3 技術・ものづくり基盤

工場における安全・品質・コンプライアンス向上の支援

当工場では、一次下請けとなる施工協力が社が常駐し、部材の組み立て・溶接などを通じた住宅建築商品の生産を行っています。生産部門・購買部門では、「安全・品質・コンプライアンスをすべての業務において優先する」体制の強化を進めています。組織体制としては、工場リスク管理委員会を工場の各会議体（安全衛生委員会、品質委員会、環境委員会など）の中心として位置づけるとともに、本社部門との共有・連携を図っています。工場リスク管理委員会では、他工場で発生または発生が予見されるリスクについて協力会社へ情報共有を行い、当社の生産におけるESGリスクの低減と課題解決ができるよう支援・指導し、本社と現場が一体となったリスクマネジメントの推進を図っています。

施工店への共進訪問、ヒアリングで把握できた課題（経営状況、施工能力、従業員の定着、工期など）に対し、施工工程や仕事量を考慮し、施工時期が集中しないよう努めています。

労働安全に対するリスク管理体制

建設業を主体とする当社にとって、建設現場での事故は重要度の高いリスクです。重篤な事故については、リスクマネジメント事務局に報告し、安全衛生に関するその他のマネジメントと併せて全社規模で再発防止につながるよう努めています。

主な取り組み

施工現場における健康と安全に関するリスク評価

2020年度は「リスク管理活動方針」に基づき、すべての事業所・工場・部門に対して、建設業法ほか各種法令に関するコンプライアンス、現場の安全性確保、職場環境づくり等に関するPDCAサイクルを回すことにより、リスク管理を行っています。

■労働災害発生状況(休業4日以上の災害 施工現場の労働災害)

	2018年度	2019年度	2020年度
施工現場	39件	31件	28件

■労働災害に関する度数率(休業4日以上の労働災害)

	2018年度	2019年度	2020年度
度数率	0.23	0.19	0.16

※「度数率」とは、100万延実労働時間あたりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

■協力会社従業員の死亡者の発生状況

	2018年度	2019年度	2020年度
災害	2名	2名	0名

■2021年度安全目標

項目	具体的重点実施事項
死亡災害 0件	安全衛生管理計画に則った重篤災害防止活動 (毎月の確認と修正)
第三者災害 0件	計画に基づく作業員および誘導員の適正配置
重機災害 0件	①重機作業現場のパトロール実施 ②特別安全強化活動で重機災害防止指導
休業4日以上の 墜落・転落災害 0件	①建方工事・解体工事で作業計画の作成 ②高所作業における墜落制止用器具(2丁掛フル ハーネス型)使用の定着 ③足場作業床開口部の作業前点検の徹底
休業4日以上の 熱中症災害 0件	①(住宅)熱中症教育の実施 ②(建築系・集合)現場ごとに教育実施

P038 気候変動の適応策～施工現場における熱中症対策～

従業員の健康と安全に関する第三者の検証・評価

当社では、OHSAS18001の認証は受けていませんが、各事業所にて安全衛生委員会を月1回以上開催し、安全衛生に関する情報の発信、共有を図ることとしています。また、本社と東京本社では常時使用する労働者数が1,000名を超えるため、専属の産業医を配置しています。

なお、全国9つの工場のうち、5工場では、OHSMS(労働安全衛生マネジメントシステム)の認証を取得しており、未取得工場も安全監査はOHSMSの基準に従い実施しています。

当社従業員の労災状況および重大事故への対応

2020年度の施工現場や工場における当社従業員の労働災害は0件で、労働災害での死亡者は0名、グループ主要13社従業員の労働災害での死亡者は0名でした。

なお、クレーンや杭打ち機などの建設用作業機械の転倒事故など死亡災害につながるおそれのある重大災害・事故発生時には原因を追及し、社内通達や特別パトロールにより再発防止策を周知・徹底しています。

施工現場の安全・労働環境改善への取引先アンケートの活用

当社は年1回実施する取引先(協力学連合会員)を対象とした「取引先アンケート調査」の結果を、施工現場の安全・労働環境改善に活用しています。

2020年度の取引先アンケート調査結果に基づく対応事例:

取引先からのお申し出内容:遅延工事を予定工期にもどすための休日出勤の発生

当社対応:当社側の工程管理における休日休業の徹底、ならびに工事遅延の原因に対する取り組みとして、建設現場における技能者の作業効率向上に向けた教育・指導に関する施工協力学社との協働

課題 7 | 取引先企業との連携によるものづくりの生産性向上

基本方針・考え方

当社グループでは「人・街・暮らしの価値共創グループ」として、人権尊重の観点からも安全で安心な建物を人々へ提供する社会的義務を負っています。これらの建物は、世代を引き継ぎ長期間にわたって使用されることが期待されています。私たちは良品をお届けすべく、商品開発、設計、施工、メンテナンス、廃棄(解体)に至る建物のライフサイクル全体にわたる品質の向上に日々尽力しています。これまでも、建物の品質向上と安定、コスト低減、短工期、環境配慮を行う「建築の工業化」を目指し、取引先との協力を通じて「技術・ものづくり基盤」を培ってきました。

国内では少子高齢化の影響により、建設業界の人手不足は非常に深刻です。建設業就業者は他産業に比べ極端に高齢化が進行しているため、2030年までに大量離職することが想定されます。建設作業に携わる建設技能者、そして現場を監理する技術者の双方の人手不足が既に顕在化している状況です。

当社グループでは、大型物件の現場施工を行うゼネコンとしての側面と、工場での建築部材の生産を行う住宅メーカーという両側面をもって、建築の工業化を目指し、工場の生産性向上による施工現場での省力化に取り組んできました。例えば、BIM (Building Information Modeling) については2006年度に研究を開始、2017年度に専門部署を発足させるなど、ICT・IoTを活用したサプライチェーン全体でのものづくりの改革を進めています。また、施工協力会社の会員組織である協力会連合会とは、部会活動のなかで技術の改善活動を継続してきました。一方で、取引先企業・建設技能者の人手不足、技術継承問題など、依然として課題があります。

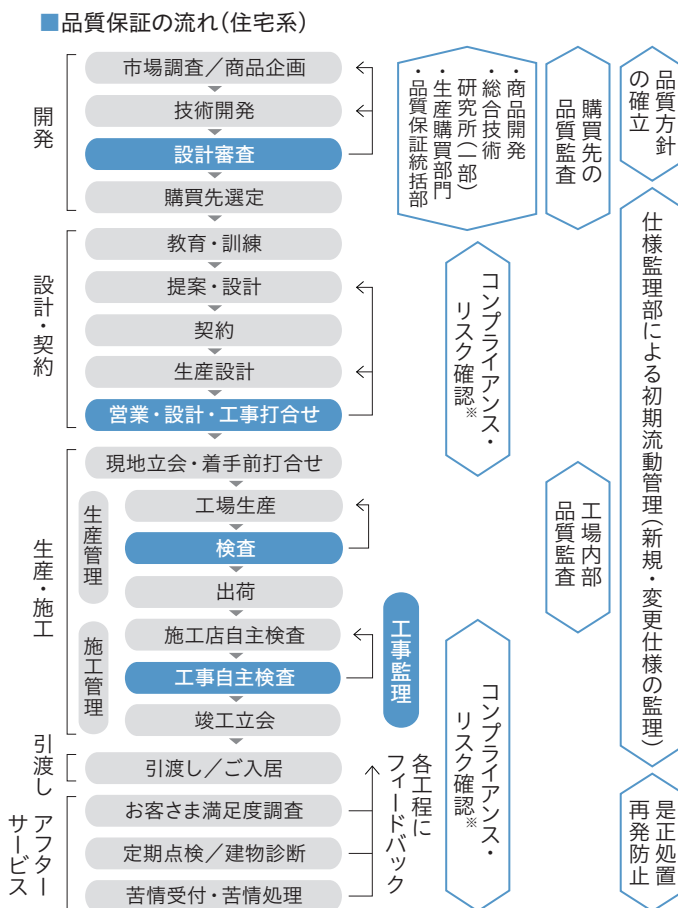
2021年度までの3か年では、取引先との連携のもと、ICT・IoTを活用し、品質確保を前提としたうえで、ものづくりの生産性向上に引き続き取り組んでいきます。そして、取引先従業員から要望が多い「休日の確保」を図るなど、ものづくりの現場の新3K(高い『給料』、長い『休日』、『希望』)の実現を目指します。こうした取り組みにより、取引先との信頼関係の構築と技術力向上を図り、時代の変化に対応できる「技術・ものづくり基盤」を確立していきます。

マネジメント

品質保証体系

当社では、開発、設計、契約、生産・施工、アフターサービスに至る商品づくりの全工程を対象とした品質向上に取り組んでいます。右のフロー図にあるように、再発防止活動や各工程からのフィードバック情報をもとに品質方針を定め、開発や生産・施工など、工程ごとに検査を実施し、品質管理を行っています。このなかで、開発商品にかかる技術情報の発信責任については商品開発部長が、建物が設計図書の通りになっていることの確認責任については工事監理者が負うことになります。そして、最終的に商品を使用するお客さまにご満足いただける品質を保てるよう、引渡し後のアンケートや定期点検、さまざまなお問い合わせを通して、ハード・ソフトの両面から品質の把握に努めています。お客さまからのご意見・ご要望を尊重し、商品のハード面の品質はもとより、従業員の対応の品質、制度や仕組みなど業務の品質に至るまで、各工程にフィードバックし、改善を進めています。

2020年度には、ものづくりの現場からの不具合情報・改善提案のフィードバック窓口および建築関連法令の相談窓口機能の整理・統合を行い、品質保証統括部に移籍・集約しました。これによって、現場担当者にわかりやすい組織運営となり、ものづくりに関するリスク情報の一元管理の整備が完了しました。これまで以上にスピーディで丁寧なコミュニケーションを通じた品質改善およびリスク補足精度を向上させるマネジメント体制を整え、事業所と本社が一体となって、お客さまに高品質な商品をお届けします。



※「コンプライアンス・リスク確認」は事業所の技術基盤(安全・廃棄物・品質・設計・施工)の強化を目的とした取り組みです。

3 技術・ものづくり基盤

「仕様監理部」による仕様情報の横断的な管理・伝達と監督権限の付与

当社では、2014年から現場施工、工場施工、生産購買、商品開発における3度の不適合施工に対する再発防止策の一環として「仕様監理部」を発足しました。しかし2019年に4度目の不適合施工（仕様監理部発足以前の案件）が発覚し、これに対して、本社部門における設計・工事業務の監理体制を再構築し、法令遵守体制の強化を図るため、同年8月1日より、社長直轄部門として「法令遵守・品質保証推進本部」を設置、仕様監理部も本部に所属しています。

仕様監理部は、戸建住宅・賃貸住宅の設計・生産・施工において、新規仕様ならびに変更仕様に関する技術情報を一元管理し、お客さまの安全・安心に直結する「防火・構造性能」などの技術情報を選定するとともに、関連部門に対して情報伝達し、不適合の未然防止の再徹底を図っています。特に「防火・構造性能」上重要な項目については、改良改善や新商品開発などの状況の変化に対応して、確実に情報が伝達されたかの教育を実施し、さらに正しく施工されているかを記録するシステム（初期流動管理）を構築しています。

仕様監理部は、監理対象部門において仕様の未遵守ならびに不適切な実態を確認した場合、商品の開発や製造・販売の停止を行う権限が付与されており、関連部門の管制を図っています。また、お客さまの快適性能を保証する「遮音性能」、「温熱性能」については、それぞれの分野に精通した「商品設計確認者」を本社の技術部門から選任し、専門的知見に基づき、新規設計や改善設計の内容について適切に実施されているかを監理します。

また「防火・構造性能」上重要な部位の施工のポイントを自動的に抽出し、図面生成するシステム（D-SPEC）の運用を実施しており、物件ごとに重要な仕様を技術者、および技能者に事前に提示することができ、検査時にはより正確な確認が可能となります。

さらに物件の図面監査・現場審査を実施し、そこで得た情報は本社関連部門へ水平展開し、不適合施工の未然防止を図っています。

品質マネジメントシステム「ISO9001」の運用

当社は、全国に展開する工場で、自動化・合理化・ロボット化を推進し、徹底した品質の均一化によって、部材加工から組み立てまでを一貫生産しています。全国の工場と本社の生産部門、購買部門では、国際標準化機構の品質マネジメントシステム「ISO9001」の認証を取得しています。生産部門、購買部門では「品質マネジメントシステム」を、製品品質の向上および安定化への改善活動を継続的に行うためのツールとして役立てています。

なお、運用にあたっては外部審査機関による監査を受けており、製品・サービスの品質と安全性を確保しています。

地域での調達の取り組み

当社は、創業当時より地域の施工協力会社と共存共栄の精神で共に歩みを進めています。1986年には協力会社の技術技能の向上、相互研鑽と互助親睦を目的に「協会連合会」を発足しました。

発注先の選定については、まず、支部協力会の会員であるかを確認し、そのうえで公平・公正な判断に基づき検討するようにしています。

サプライチェーン上の会員組織について

当社では、以下会員組織の運営についてサポートを行っています。

協会連合会(4,486社)

製品の品質に深く関わる「生産」、「施工」などの会社で構成される協会連合会は、全国に86カ所の支部をもち、安全面の向上、品質、技術や作業効率の向上、環境問題に取り組む活動を実施しています。また情報サイト「WEB連」を通じた本会会員間での情報共有により、円滑な意思疎通と連携強化を図っています。

トリリオン会(239社)

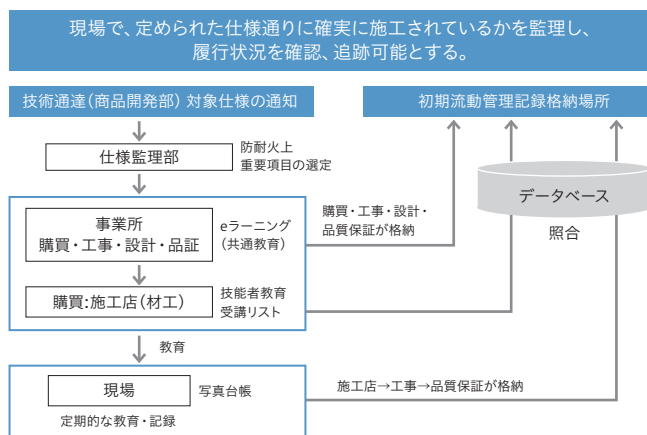
資材調達先（サプライヤー）で構成されるトリリオン会は、取引先との相互の経済的地位向上を目的に、資材品質の向上、納期厳守および新建材開発、技術改良推進を目指しています。

これらの推進活動を中心に、地域性を活かし互いの情報共有を行い、相互の発展と親睦を図っています。

設和会(163社)

設備メーカーや販売会社などで構成される設和会は、商品・技術展示会やさまざまな活動を通して、設備技術の情報交換、連携を深めています。会員は関西・関東・中部・九州の4支部で構成されています。

初期流動管理の概要



3 技術・ものづくり基盤

協力会連合会とのコミュニケーション体制

施工会社・工場協力会社の会員組織である協力会連合会は、各事業所および工場の取引先で構成される支部協力会から、各地区の代表から構成される地区協力会、そして本部組織となる協力会連合会という組織体制となっています。各組織の会合を通じて、当社の施工担当者から事業所長、工場長、取締役まで密なコミュニケーションが図られており、安全、品質、技術力、作業効率の向上、環境問題への取り組み、人財の育成など幅広い課題が共有され、改善に向けた対応策を策定しています。

工場協力会社従業員の働きやすさに配慮した工場内のアメニティ整備基準

当社の工場は、当社従業員・協力会社従業員をはじめ、お客さま、地域市民などさまざまなステークホルダーが関係しています。そのため、ものづくり基盤の構築とステークホルダーとの良好な関係の構築、地球環境への貢献を実現するために、自社工場の建設・建替えについての基準を設けています。工場で働く従業員の安全で働きやすい職場環境づくりは、従業員の定着率の向上、ひいては技能の継承につながると考えており、工場協力会社と当社の双方の経営を支援することにつながります。

整備に関するガイドラインを示した「自社工場および管理棟建設・建替えマニュアル」を設定し、基礎的な考え方としてのユニバーサルデザイン、環境(CASBEE)、防災への対応のほか、協力会社従業員が利用する休憩室、喫煙室、医務室などの設置を求めています。また、食堂の設置については、協力会社と当社の従業員からアンケートなどで意見を集約して、より満足度の高い設備を設置することを推奨しています。なお、建替えをしない建物についても整備基準に満たないアメニティである場合は改修などを実施し可能な限り対応をしています。

主な取り組み

商品の安全衛生への影響評価

住宅系(戸建住宅・集合住宅事業)

日本では建築基準法などによって建物の安全性について厳格な基準が設けられており、建物の所有者、使用者(消費者)の安全・安心が守られています。建築基準法などを遵守したうえで、当社では法定の検査に加え、施工品質においてお客さまに安全で安心な建物を提供するため、事故ゼロを目標として、施工会社と工事担当者による自主検査、工事監理者である本社部門の品質保証部員による検査による「トリプルチェック体制」で検査に合格した建物を引渡しています。

建築系(流通店舗・建築事業)

良品をお客さまに引渡するには、各工程での品質を管理することが大切です。当社では、お客さまに安全で安心な建物を提供するため施工店・工事担当者による自主検査に加え、意匠・構造・設備・品質保証に関わる担当者が現場立会い検査を実施し、事故ゼロを目標として、監理者として品質チェックを実施しています。

商品情報の提供

当社では建物の引渡し時に、商品情報に関する書類を提供しています。例えば、戸建住宅では、お客さまへ建物のメンテナンスに関する「住まいの手引き」をお渡しするとともに、希望される方には「日本住宅性能表示基準」に基づき自主性能評価書(設計・建築の性能評価書)を開示しています。また、分譲マンションに関しては、引渡し会にて鍵と共に「建築物・設備等の利用に関する取扱説明書」「ご入居後のサポート」および住まいの履歴ファイル「D's File」をお渡ししています。

施工協力会社・工場協力会社の課題に対する支援

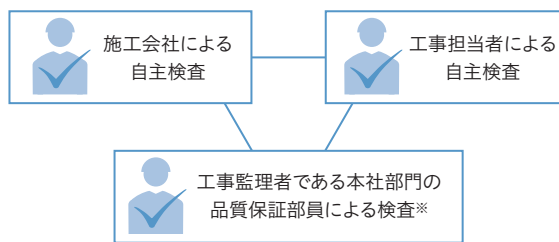
技能者の育成支援

協力会社への若年技能者育成支援策として「住宅系施工店 技能者育成資金補助規定」を設け、育成資金を補助しています。また、施工体制強化、工業協力会社の生産体制強化と品質向上および技能者のモチベーション向上を目的として、「優秀技能者認定制度」により優秀な技能者を発掘している技能者を認定しています。本年度からは住宅系も最優秀技能者の認定を開始し、さらなる技能者のモチベーション向上に寄与していきます。住宅系技能者には、施工主任技能者および専任監督員への教育を本年度は従来の集合教育からオンライン教育に切り替えて、89会場で実施しています。

また、工場では優秀技能者を活用した技能者育成とスキルアップの取り組みとして、以下を実施しています。

- ①各工場、優秀技能者による技能別の技能向上教育
- ②各工場技能競技会の実施(全国大会予選)
- ③全国技能競技会の優勝者は優秀技能者、上級技能者への推薦資格を授与(認定者は技能向上教育の講師として後輩育成を行っています)

■トリプルチェック体制 概念図



※現物検査は竣工検査を必須とし、さらに他工程よりひとつの工程を選んで実施します。また、品質保証部員が、すべての品質記録を確認しています。工事監理者として設計図との照合、法令に基づく許認可の状況に加えて、工程内検査の実施を通じて設計・施工プロセスの監視を実施しています。品質保証部員に対する研修会を定期的に開催し、各部員のスキルアップを行っています。

3 技術・ものづくり基盤

建設キャリアアップシステム

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の保有資格、社会保険の加入情報、就労の履歴を蓄積し、建設技能者の能力を適正に評価することで「処遇の改善」につなげることを目的とした仕組みであり、国土交通省が推進している働き方改革の一環として、2019年4月から運用が始まりました。

当社は、いち早く本システムの検討をはじめ、2019年10月に全社導入を決定しました。また、2020年4月から「スマートフォンを利用した顔認証による現場入退場システム」による建設技能者の入退場管理を開始し、現場での就労履歴情報が建設キャリアアップシステムに連携できるようになりました。

さらなる建設技能者および協力施工会社の加入を促進すべく、ロイヤルホームセンターの通販サイトでの割引購入特典や、建設現場への入場日数に対してポイントを付与するキャンペーンを実施しました。当社は今後もさらなる加入促進を図っていきます。

工場協力会社の課題に対する支援

技術の伝承と従業員の定着

【全国工場技能競技会】

品質・安全の見直しと総点検および技能の向上を目的とした全国工場技能競技会を、工場協力会社と当社の共催にて実施しています。例年は、ひとつの工場に集まり開催していましたが、2020年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、TV会議およびTeamsを活用しリモート開催となりました。実施種目は、溶接技能「匠の部」、「一般の部」、木工・外壁技能、塗装技能「住宅部門」、「建築部門」の3技能・7種目とし、2020年11月12日～13日に各工場とリモートでつなぎ、各工場の従業員計53名が参加しました。協力会社従業員の技能者の各種技能について、品質と安全の観点で評価し表彰することを通じて、協力会社従業員の技能およびモチベーションの向上を図っています。



全国工場技能競技会

【職長研修の実施】

工場内で働く協力会社従業員の現場責任者（職長）向けに、「4M1Iマネジメント」*に関する各工場の取り組み状況と課題の共有、課題解決へ向けたディスカッションを含む研修を実施しました。

昨今の課題であるリスクマネジメントについては講義形式で、現場マネジメント能力向上は、組織の合意形成の手法をコンセンサスゲームを通じて研修を行いました。

研修を通じて、マネジメント能力の強化や部下育成能力向上を図っています。また、研修はモチベーション向上と職長としての経営参画の意識づけも目的のひとつです。2020年度はコロナ禍ということでTeamsにて実施し、2019年度から延期していた東日本の工場を対象に、研修生49名、スタッフ23名の合計72名の参加となりました。今後も引き続き、職長の管理能力向上を図れるよう取り組んでいきます。

*製造現場における「人、物、設備、方法、情報」に着目した基本的なマネジメント手法

ICT（情報通信技術）の活用による生産性向上

施工現場のデジタル化

建設業では人手不足の深刻化とともに高齢化の進行が大きな問題となっています。国土交通省によると、建設業就業者の3割超が55歳以上である一方、30歳未満は約1割にとどまり、新規の入職者数も減少傾向にあります。また、国土交通省では就労環境改善のために作業員の4週8休を推進しており、雇用確保の観点からも労働時間の削減が喫緊の課題となっています。

そのようななかで当社では、現場から集約された情報の共有化による作業効率向上やAIによる画像解析システムの導入による工程・品質・安全の遠隔管理を実現し、施工現場における現場監督や作業員の働き方改革を目指します。



AIでカメラ映像から工事進捗を識別



当社「スマートコントロールセンター」

応急仮設住宅配置計画案作成にBIMを導入

2019年、99名の死者を出した台風19号では、応急仮設住宅の建設における配置計画案作成にBIM*を活用しました。自動設計プログラムにより、短時間で3D配置計画案を作成し、従来1週間ほど要した工程を2日で完了のうえ、図面承認を取得しました。

*3Dモデルに建物情報を付加しデジタル化したもの。設計から施工維持管理までのライフサイクル全体で蓄積された建物情報を活用する手法

課題 8 | グループCSR調達の促進と効率化

基本方針・考え方

当社グループでは、事業を遂行するうえで、取引先を重要なビジネスパートナーであると捉えています。資材や設備機器のメーカーをはじめ、施工やアフターサービスなどに関わる広範囲なサプライチェーンを形成することで、お客さまに満足いただける品質を提供することができると考えています。

企業の環境・社会の取り組みに対する、機関投資家やNGOによる要請は、単体から連結、さらにサプライチェーンマネジメントにまで拡大しており、国際ルールや証券取引所のガイドラインでも、グループCSR調達の取り組みと情報開示への要請が強まっています。人権配慮などの社会性側面と品質・価格の双方を満たすことが、競争優位性を生む時代を迎えています。

当社では建設業法が定める「建設工事の請負契約の原則」や公正な契約の遵守に努め、下請法が適用されるサプライヤーなどの取引先に対しても法の精神に則った取引を行うとともに、ICTの活用などにより、確実かつ効率的なCSR調達の管理体制の構築を進めています。

今後、海外展開が急速に進んでいくなか、当社グループでは取引先と共にCSR調達の推進を通じて、持続可能な社会の実現に努めていきます。

マネジメント

CSR調達ガイドライン

本ガイドラインでは、「取引先行動規範」にて社会性、環境性についての7つの原則を定めています。また、「企業活動ガイドライン」では、行動規範をふまえて社会性、環境性についての20の具体的事項を取引先に対して明示しています。

「取引先行動規範」の「コンプライアンスの確立」においては、法令の遵守のもとで高い倫理観をもって行動することを明記しています。また、「労働安全・衛生への配慮」では、健康と安全に留意することを明記することで、労働災害の防止をはじめ、衛生管理の徹底、自然災害など不測の事態に対応しています。「公正な事業活動」においては、取引における腐敗の防止などを定め、汚職の防止などに取り組んでいます。そして、「人権の尊重」においては、強制労働や児童労働、ハラスメントの禁止を明記しているほか、差別などの人権侵害を行わないように定めています。

また、取引先の従業員にガイドラインを理解していただくために、「取引先行動規範」と「企業活動ガイドライン」に沿って「Partners Book」を作成・配付し、取引先従業員の啓発活動にも取り組んでいます。このほか「物品ガイドライン」では、当社のサプライチェーンにおいてリスクが高く、かつ物品としてサプライチェーンの上流まで監査が可能な「建材などの化学物質」、「木材などの生物多様性」などの管理方針を示しています。

なお、「取引先行動規範」は、長時間労働の削減や最低賃金の遵守など社会からの関心が高い事項を含めた包括的、普遍的な考えを示す一方、企業活動・物品ガイドラインについては社会からの要請をふまえ柔軟に改訂をしていく予定です。

当社グループ公式Webサイト CSR調達ガイドライン https://www.daiwahouse.com/sustainable/csr/pdfs/csr_procurement_guidelines.pdf

CSR 調達ガイドライン

(1) 取引先行動規範 (Code of Conduct) 社会性・環境性についての7つの原則 1) お客さまとの信頼関係の構築 2) コンプライアンスの確立 3) 労働安全・衛生への配慮 4) 公正な事業活動 5) 環境の保全 6) 地域との共創共生 7) 人権の尊重
(2) 企業活動ガイドライン 社会性・環境性についての20の具体的事項
(3) 物品ガイドライン 取引先が調達し当社に納品する物品(建材など)の環境性・社会性についての基準。下記のガイドラインより構成 ① 化学物質管理ガイドライン【基本編】 ② 生物多様性ガイドライン【木材調達編】

P026 サプライチェーンマネジメント (環境)

取引先に向けたCSRについての方針・マネジメントの歩み

実施時期	項目	内容
2006年 2月	マネジメント	取引先アンケート調査 開始(年1回)
2006年10月	方針	取引先会社行動規範 発効 (取引先より賛同書提出)
2009年 7月	マネジメント	パートナーズ・ホットライン 運用開始
2010年10月	方針 マネジメント	化学物質管理ガイドライン 発効 集中購買品 化学物質調査 開始(契約時)
2010年10月	方針	生物多様性ガイドライン 発効 (取引先より同意書提出)
2011年 1月	マネジメント	CSR木材調達調査 開始(年1回)
2015年 7月	方針	CSR調達ガイドライン 発効(大和ハウス工業のみ) (取引先より同意書提出)
2016年 4月	方針	CSR調達ガイドライン 当社グループまで 運用拡大
2017年 4月	マネジメント	CSR調達ガイドラインに基づくセルフチェック
2019年 9月	マネジメント	CSR調達ガイドラインに基づく同意書の 再取得
2019年 9月	マネジメント	全取引先に対し「取引先従業員向け エシックスカード」の配付

P027 サプライヤーにおける環境方針の浸透

P044 調達・事業活動における生物多様性保全

P071 取引先の人権リスク評価

3 技術・ものづくり基盤

CSR調達ガイドラインの運用

「CSR調達ガイドライン」の運用については、新た取引先との契約を締結する際、趣旨や概要を説明したうえで、同意書を提出していただいています。同ガイドラインでは、社会的課題となっている児童労働や強制労働、ハラスメントの禁止についても明記しており、当社グループだけでなく、取引先についても人権に配慮した企業活動ができるよう取り組みを行っています。

「物品ガイドライン」のなかにある「化学物質管理ガイドライン【基本編】」の運用については、当社が戸建・低層賃貸住宅で採用する購買品の、化学物質の含有について取引先に調査・報告を要請しています。また、それ以外のすべての購買品に関しても、説明会や設計図書などを通じてガイドラインに則った調達を要請しています。

一方、「生物多様性ガイドライン【木材調達編】」の運用については、2011年度より毎年取引先に対し、前年度に調達した木材の合法性・持続可能性についての調査(特に海外で問題となっている先住民などの権利を不当に侵害して伐採されている木材を、当社グループが調達しているかどうかを把握)を行うとともに、調査結果をもとに改善活動を要請しています。

なお、2017年度より、CSR調達ガイドラインの遵守状況についても、取引先のセルフチェックを通じたモニタリングの調査を開始しました。2020年度において、CSR調達ガイドラインにて禁止している人権侵害に関する報告はありませんでした。


CSR調達の推進における取引先への働きかけ

当社では、「共創共生」の観点から資材調達先などで構成されるサプライチェーン上の3つの会員組織の運営をサポートしています。各会員組織を通じて取引先からご要望や当社側の問題点を伺うとともに、業務遂行に際して遵守していただきたい事項を随時伝えるなど、密接なコミュニケーションによって当社と取引先双方のCSRの推進を図っています。

また、「取引先アンケート調査」および取引先からの通報窓口である「パートナーズ・ホットライン」を通じて、当社グループ従業員における倫理・コンプライアンス上問題となりうる言動や下請会社間での問題などについても調査・把握・改善に努めています。こうした仕組みを活用し、取引先による贈収賄を含む汚職・腐敗や人権侵害の防止にも取り組んでいます。

CSR調達の推進にあたっては、2010年より購買・施工・商品開発など関連部門の担当者からなるCSR調達部会を立ち上げています。これにより、各事業所の発注担当者とも連携が図られ、グループ全体で責任ある行動の推進に努めています。

また、この部会では、調達に関する環境・社会的課題などの共有や、当社グループ全体の調達実績を調査するなど、CSR調達の推進における課題の解決に向けた取り組みを実施しています。特に大規模森林破壊や人権問題があるなど、非常にリスクが高い木材に関しては速やかに調度を禁止し、ほかの木材に切り替えるよう指示を行っています。

 P026 サプライチェーンマネジメント(環境)

P108 サプライチェーン上の会員組織について

CSR調達における先進的な組織との協働

グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)「サプライチェーン分科会」への参画

当社は2018年4月より、国連が提唱する「人権・労働・環境・腐敗防止」についての普遍的原則である「国連グローバル・コンパクト(UNGC)」への参加を表明しています。

また、当社は、UNGC参加企業で構成されるGCNJの「サプライチェーン分科会」、「SDGs分科会」などに参加しています。分科会では、有識者の講演会によるCSR関連の最新動向や各社の事例を共有すると同時に、参加企業各社の幅広い業界における経験をもとに、さまざまな企業のCSR推進を支援する各種アウトプットの制作に取り組んでいます。分科会で得られた知見は当社グループのCSR活動にも反映させています。

EcoVadis(エコバディス)への登録

当社は2019年度より、EcoVadisへのサプライヤー登録と情報開示を開始しており、継続して「Gold」を獲得しています。

 P159 「EcoVadis」のサステナビリティ評価において最高位の「Gold」評価を2年連続獲得

QCDMSEをふまえた取引先へのマネジメント

当社では、CSR調達ガイドラインをベースとして、QCDMSE(Quality:品質、Cost:コスト、Delivery:納期・工程、Moral:モラル、Safety:安全、Ecology:環境)をふまえた、取引先の新規選定・管理を行っています。

サプライヤーの新規選定については、購買業務規定に基づき、品質・環境・納期・コスト・経営の側面での書類審査を実施します。合格した場合には必要に応じて品質監査を行い、品質管理の方針や体制に加え、サプライヤー工場内の安全衛生や周辺住民への配慮、環境への対応、顧客対応、作業員への教育体制などを評価し、一定の基準を合格した場合のみ取引を開始しています。また、取引開始後は同様の方法でフォローアップ評価をしています。

施工協力会社の新規選定については、技術系業務規程に基づき、QCDMSEの側面での基準について申請書類や面談を通じて審査します。これらの審査では、法令遵守、安全衛生の確保、反社会的勢力などの排除や、各種関連法の許可内容および社会保険の加入状況などを確認しています。審査に合格した場合には工事下請負基本契約を締結するとともに、施工協力会社から取引名義届出書を受領します。なお、契約を締結し、届出書を受領した新規協力施工会社は、すべて技術系業務規程に基づいた基準に適合しています。

また、施工現場においても、当社と施工協力会社のQCDMSEの側面での役割を明確化し管理を行っています。

主な取り組み

CSR調達ガイドラインの取引先への説明状況

サプライチェーンにおけるリスクに対応するため、「CSR調達ガイドライン」に基づき、取引先には、調達段階における労働安全、人権、腐敗防止、環境負荷低減および環境リスク低減などの重要性について説明したうえで、同意書を提出していただいています。2016年度には本ガイドラインをグループ会社にも展開し、当社グループ全体でCSR調達が推進できるようにしました。また、同意書を提出いただいた取引先の各企業に対して、本ガイドラインの遵守状況などを確認する仕組みとして「CSR調達ガイドラインに基づくセルフチェック」を定期的に実施するようにしています。

サプライチェーン上のESGリスクの評価とモニタリング

サプライチェーンにおけるリスクを発見するため、施工現場や工場の施工会社(すべての1次下請会社)に対して、労働安全・労務関係・廃棄物の処理などについて、当社のチェックリストをもとに、定期的に推進状況のチェック・モニタリングを行っています。

また、問題が生じた際は、その都度正を行うほか、再発防止のための改善活動を通じて体制を構築し、施工会社従業員への教育を行っています。新規取引先に対しては、契約書にCSR調達の事項を記載し、取引先全体で適正な行動ができるよう要請しています。

取引先に対するESGリスクのモニタリング状況


2015年に制定した「CSR調達ガイドライン」に関して、取引先が自社で遵守状況などを確認できる仕組みとして「CSR調達ガイドラインに基づくセルフチェック」を2020年12月に実施しました。

また、違法木材などを当社グループの取引先が調達しないように「CSR木材調達調査」を毎年4月に実施し、取引先に対してモニタリングを実施しています。

・「CSR調達ガイドラインに基づくセルフチェック」の実施対象:

CSR調達ガイドラインにおける同意書を提出いただいた協会の連合会、トリリオン会、設和会、その他サプライヤー(5,074社)

・回答件数:2,366件(回答率43.5%)(2021年3月末現在)

-  P026 サプライチェーンマネジメント(環境)
- P027 サプライチェーンモニタリング
- P027 サプライヤーからの報告と進捗状況の確認
- P044 調達・事業活動における生物多様性保全

東京オリンピック・パラリンピック関連施設における木材調達基準の遵守

「東京2020オフィシャルパートナー(施設建設&住宅開発)」である当社は、関連施設の建設において、使用する木材※について、大会組織委員会が定めた「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき、原則として認証木材を調達するよう努めています。

※下請施工会社が調達する木材も含む

CSR木材調達調査

当社グループでは、2010年度より木材調達に関する調査を定期的に実施しています。その結果をもとに、認証木材・再生木材・当社推奨木材の3種類に分類し、これらのうち一定基準(110点満点中90点以上)を満たす木材をSランクと評価しています。また、当社推奨木材のうち一定基準以下(70点未満)の木材をCランクと評価し、改善を進めています。

2016年3月に改訂した木材調達評価基準では、リスクエリアや認証機関をより厳格に評価するとともに、合法性や持続可能性(生物多様性・人権など)についてより実態に近い評価を目指しています。

また、2017年度からは、クリーンウッド法(合法伐採木材などの流通および利用の促進に関する法律)に準じた内容も加味し、評価を行いました。なお、2020年度の評価結果は右の通りです。

■使用木材の評価結果

	2018年度	2019年度	2020年度
Sランク	94.9%	94.3%	95.1%
Aランク	1.9%	3.9%	2.9%
Bランク	1.1%	1.2%	1.5%
Cランク	2.1%	0.6%	0.5%


ESGリスクが顕在化した取引先への措置

当社によるチェック・モニタリング結果および各種通報制度を利用した当社への通報内容から、2020年度におけるCSR調達ガイドラインに違反する人権侵害の報告はありませんでした。労働安全に対する違反については工事現場において適切な是正措置をとるとともに、本社部門にてデータを集計・分析し対応を行っています。

また、その他CSR調達ガイドラインで示している、お客さまや地域社会への悪影響、各種コンプライアンスの違反などについては適時事業所にて是正対応を行っているほか、リスク管理委員会にて情報集約し対応を行っています。

なお、当社の調達の上流におけるESGリスクについては、物品ガイドラインにおける環境性(化学物質、生物多様性など)、社会性(人権、腐敗防止など)の基準に違反した取引先に対して、是正を求めています。

2017年度のCSR木材調達調査においてCランク木材を50m³/年以上扱っていた4社の取引先については、改善計画書の提出、取り組み実施により2018年度より2社、2019年度より2社がCランク木材調達ゼロとなり、改善が完了しています。


 P045 サプライヤーを対象とした木材調達調査の実施
P057 「化学物質管理ガイドライン」の運用拡大

ESGリスクが顕在化したサプライヤーへの措置

定期的な取り組みとして毎月、各事業所のエリア長に製品やESGに関するリスク情報を確認・集約したうえ、情報を開示し対応を行っています。また、2018年4月より購買推進部の機能を見直し、各事業所との連携を深め、製品やESGに関するリスク対応を実施しています。

先住民族の権利への対応について

当社では、木材調達における生物多様性の破壊や人権侵害への加担を避けるために、「CSR調達ガイドライン-生物多様性ガイドライン【木材調達編】」を制定しています。そのガイドラインに沿って年に1回実施しているCSR木材調達調査では、先住民の権利が侵害される可能性が高いとされる地区を「高リスクエリア(樹種)」と設定し、このエリアから調達を行っていないかについても調査しています。当該地区からの調達の実態が確認された場合には当該サプライヤーに対して改善活動を行うよう要請しています。なお、調査項目については、NGOや森林認証機関からの情報をもとに、適宜改定しています。

 P044 調達・事業活動における生物多様性保全